

学童保育と居場所づくりの推進に向けた方針の策定について

1. 方針策定の目的・趣旨

こどもの居場所、とりわけ、学童保育（放課後児童クラブ）は、こどもにとって放課後の重要な居場所のひとつです。

全国的に、学童保育を利用できなかった児童（待機児童）の数は増加傾向にあり、国は、その運営を支える人材の確保に向けた取組みとともに受け皿の整備を推進していますが、未だ需要に対し供給が追いついていない状況です。

本市においては、学童保育における待機児童は発生していませんが、今後、子育て世帯の転入や女性の就労機会の増加などを背景に、利用ニーズの増加が見込まれます。また、小中学校の再編が計画されており、再編に合わせた対応が必要となります。

近年、少子化の進展、地域のつながりの希薄化により、地域の中でこどもを育てる環境が大きく変化しており、児童虐待の相談件数や不登校、自殺者数の増加などにより、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しています。こどもの居場所がないことは、孤独や孤立の問題と深く関係し、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠です。

さまざまな地域で居場所づくりが実践されており、国において考え方を示すため、「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月に閣議決定されました。

本指針では、すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験の機会に接し、将来にわたって成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すとしています。

地域のどこに、どのような種類の居場所があるかを把握し、発信することが重要であり、市町村の役割として、質と量の両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進していくことが求められています。

以上のことから、本市における学童保育や居場所の現状やニーズ、課題を整理し、それらを踏まえ、今後の施策の方向性を示すことを目的に、方針を策定するものです。

※こどもの居場所は、物理的な場だけでなく、オンライン空間もなりえます。居場所となることを目的として作られた場所や活動のみならず、結果として居場所となっているものも含まれます。

【居場所の例】学校、学童保育所、こども食堂、障がいのある子が通う療育支援事業所など

2. 主な関係法令等について

- ・平成19年10月 「放課後児童クラブガイドライン」策定
放課後児童クラブの運営にあたっての必要な基本的事項を示し、質の向上を図るための取組みを推進。
- ・平成26年4月 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定
放課後児童クラブにおける一定水準の質の確保を図る。
- ・平成27年3月 「放課後児童クラブ運営指針」策定
放課後児童クラブガイドラインが見直され、同基準に基づき、運営に関する具体的な内容が規定される。
- ・平成27年4月 「児童福祉法」の改正
学童保育の対象が「小学校に就学しているおおむね10歳未満」から「小学校に就学している児童」に拡大される。放課後児童支援員の資格化（資格研修の開始）など。
- ・令和3年12月 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（閣議決定）
- ・令和5年12月 「こどもの居場所づくりに関する指針」（同上）
すべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験の機会に接し、将来にわたって成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すとして規定される。

3. 方針の位置付けについて

第二期中間市子ども・子育て支援事業計画では、4つの基本目標を掲げており、そのうち、「安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり」の中で、安心して子どもを預けられる場所を確保するため、具体的施策として「放課後児童対策の充実」を挙げています。

今回策定する方針は、本市の学童保育事業と居場所づくりについて、今後の施策の方向性を示すものであって、今後、この方針に沿って取り組むこととします。

社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じ、また、今回策定する「中間市こども計画」との整合を図り、方針の見直しを行うものとします。

4. 今後の方針策定までの流れについて

- ①学童保育事業及び居場所づくり事業の現状と課題について
- ②課題の解決と今後の学校再編を見すえた今後のあり方の方針案について
- ③方針の策定